

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和元年 10 月 4 日

全国健康保険協会和歌山支部
支部長 谷口 拓司

1 調達内容

- (1) 調達件名
全国健康保険協会和歌山支部保健業務等に係る労働者派遣委託
- (2) 調達案件の仕様等
仕様書による。
- (3) 派遣期間
令和元年 11 月 1 日（金）から令和 2 年 2 月 28 日（金）までの間とする。
- (4) 派遣場所（就業場所）
和歌山市六番丁 5 和歌山第一生命ビル 3 階
全国健康保険協会和歌山支部内
- (5) 派遣人数
1 名
- (6) 見積競争方法
見積書を徴取し、最も安価である者を契約候補事業者として決定する。見積書は、労働者派遣（一般事務）に係る 1 名あたりの時間単価にて記載すること。契約の決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、見積書提出者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 平成 31、32、33（令和 1、2、3）年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受け、かつ、直近 1 年間について保険料の未納がない者であること（健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、厚生年金保険料に未納がないこと。）。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) 労働者派遣事業の許可等を受けている者であること。

(10) その他、詳細は仕様書による。

3 提出書類等

- (1) 見積書（労働者派遣（一般事務）に係る1名あたりの時間単価にて記載したもの）
- (2) 上記2（4）の競争参加資格を確認できる書類
- (3) 上記2（7）の平成30年8月分から令和元年7月分までの保険料納付に係る申立書及び領収証書(写) または納付証明書
- (4) 上記2（9）の労働者派遣事業の許可等を確認できる書類

4 提出場所等

- (1) 仕様書の交付及び問い合わせ先

〒640-8516 和歌山県和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル3階
全国健康保険協会和歌山支部 企画総務グループ
電話 073-421-3101 担当 田中

- (2) 見積書等提出期限

日 時 令和元年10月11日（金） 17時00分
場 所 和歌山県和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル3階
全国健康保険協会和歌山支部 企画総務グループ 田中

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 見積書には、事業所名・代表者名を押印したものを封筒に入れて提出すること。記入もれ、押印もれ及び判読できないものは無効とし、提出した見積書の差し替え、変更または取り消しをすることはできない。

- (3) 見積書の無効

記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、見積競争に参加を希望する者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積の条件に違反した見積書は無効とする。競争参加資格確認書類により当該案件を確実に履行できると認められないと判定された者が提出した見積書は無効とする。

- (4) 契約相手方の決定方法

本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会和歌山支部長が判断した資料を添付して見積書を提出した者であって、最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

同価格の見積書を提出した者が複数いる場合においては、当協会和歌山支部が指定する方法及び日時場所において、くじ引きにより契約の相手方を決定する。

ただし、見積書を提出した者が直接くじを引くことができない場合は、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 契約候補事業者には、令和元年10月17日（木）17時00分までに連絡することとする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 詳細は仕様書による。